

ID: 43

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 教育統括室 社会教育推進課

処分の概要	登録の承認		
例規名 根拠条項	芦屋市社会教育関係団体の登録に関する規則 第5条		
例規番号	昭和52年教育委員会規則第4号		
【根拠条文】 (登録の承認) 第5条 登録の承認は、法令等の定めるところにより、委員会が行い、団体に承認書を交付する。			
【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (登録の要件) 第3条 登録に必要な要件は、次のとおりとする。 (1) 公の支配に属さない団体で、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体であること。 (2) 営利を目的とした事業又はそれに類した行為を行わない団体であること。 (3) 特定の政党の利害に関する政治活動を行わない団体であること。 (4) 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又はこれに反する等の政治活動を行わない団体であること。 (5) 特定の宗教を支持し、教派、宗派又は教団を支援する宗教活動を行わない団体であること。 (6) 団体活動が、組織的かつ計画的に過去1年以上継続しており、将来も継続できる団体であること。ただし、その団体が、主として既登録団体によつて構成される団体である場合は、この限りでない。 (7) 組織及び活動に参加を希望するものが新たに加わることのできる団体であること。 (8) 団体の構成員が、主として芦屋市民であり、市域を活動の拠点としている団体であること。 (9) 芦屋市暴力団排除条例(平成24年芦屋市条例第30号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない団体であること。 (10) 芦屋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員を構成員に含まない団体であること。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日